証券コード 6625
平成27年６月10日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋室町一丁目５番３号
JALCOホールディングス株式会社
代表取締役社長　田　辺　順　一

第４回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。
　さて、当社第４回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月24日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月25日（木曜日）午前10時00分
２．場　　所　東京都中央区日本橋室町一丁目５番３号　福島ビル４Ｆ
ビジョンセンター日本橋　会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
1. 第４期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第４期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役３名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.jalco-hd.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による成長戦略や金融政策等を背景として緩やかな回復基調となりました。しかしながら、円安による輸入原料価格の上昇、平成26年４月からの消費税率引き上げの影響などにより、先行き不透明な状況が続いております。

当社は、平成26年６月30日発表「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求についてのお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、東京証券取引所より内部管理体制について改善の必要性が高いと認められたために、平成26年７月１日付で「特設注意市場銘柄」に指定されました。当社は、この事態を深く反省し、平成26年９月12日発表「第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について」のとおり改善策を決定し、全社一丸となりまして、内部管理体制の強化に向けた取り組みを進めております。

このような状況において、当社グループは、引き続きパチンコホール様を主たるお客様として、不動産等のオフバランス、ファイナンス、及び中古遊技機のレンタルなどを行うアミューズメント事業に経営資源を集中し、平成26年12月に東京都大田区西蒲田の不動産を取得し、同月より賃貸を開始するなど事業基盤の強化を実現しております。

これらの結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高８億88百万円（前期比29.9％減）、営業利益１億20百万円（前期比241.1％増）となりました。

営業外損益につきましては、株式会社オムコによる不正取引に関する事実解明のための調査費用、これに起因する過年度会計処理に関する諸費用として平成26年３月期決算において計上した取引先不正調査等諸費用引当金繰入額60百万円について、当該費用が確定したことに伴い、取引先不正調査等諸費用引当金戻入益11百万円、及び為替相場の変動により為替差益15百万円を各々計上したことに加えて、中古遊技機レンタル取引において、他人物取得に伴う他人物レンタルであった間、仮受金計上していたレンタル料６百万円を、他人物状態解消に伴いレン

タル代金受領益として計上したことなどにより営業外収益42百万円を計上しました。これに対して、平成26年７月に神奈川県川崎市の賃貸不動産について信託設定を行った際に不動産信託化関連諸費用56百万円、及び平成26年３月期通期決算におきまして貸倒引当金繰入額81百万円を計上した杭州佳路克電子有限公司向けUS$建て債権について、為替相場の変動により、平成27年３月末における債権残高が95百万円となったことに伴い、当連結会計年度における増加額13百万円（貸倒引当金繰入額）を各々計上したことに加えて、支払利息66百万円、事業譲渡代金の残額に対する貸倒引当金繰入額50百万円を計上したことにより、営業外費用２億９百万円を計上しました。

この結果、当連結会計年度における経常損失は46百万円となりました。

また、特別損益につきましては、千葉県松戸市、福島県いわき市の不動産の譲渡を行ったことに伴う固定資産売却益1億5百万円、レンタル用中古遊技機の売却に伴う固定資産売却益13百万円を各々計上したことに加えて、当社主要株主が行った当社株式の短期売買に関して、当該主要株主に対して利益返還請求を行ったことにより短期売買利益受贈益61百万円を計上したことなどにより特別利益１億80百万円を計上しました。これに対して、平成26年６月30日付にて東京証券取引所より上場契約違約金の徴求を受けたことに伴い、上場契約違約金支払損失10百万円、平成26年12月16日付で金融庁より課徴金納付命令を受けたことに伴い、課徴金１億51百万円、平成24年９月に電子機器用部品事業の事業譲渡を行った際の中国における税務関連費用などの諸費用の精算を行ったことに伴い、事業譲渡関連損失６百万円、レンタル用中古遊技機の売却に伴う固定資産売却損13百万円を各々計上したことなどにより、特別損失１億86百万円を計上しました。

これらに加えて、上記福島不動産譲渡に伴い、繰延税金負債16百万円の取り崩しを行い法人税等調整額16百万円を計上した結果、当連結会計年度における当期純損失は48百万円となりました。

②設備投資の状況

平成26年12月８日に子会社である株式会社ジャルコが、賃貸用不動産として、東京都大田区西蒲田に土地及び建物を14億93百万円で取得しました。

③資金調達の状況

子会社である株式会社ジャルコが、平成26年７月22日に実行した不動産信託化に伴い、長期借入金15億円の資金調達を行いました。

子会社である株式会社ジャルコが、平成26年12月３日に抵当権設定金銭消費貸借契約を締結し、平成26年12月８日に短期借入金12億円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第１期（平成24年３月期）	第２期（平成25年３月期）	第３期（平成26年３月期）	第４期（平成27年３月期）
売上高（千円）	1,884,150	790,717	1,267,216	888,917
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△577,895	△202,052	6,616	△46,575
当期純損失（△）（千円）	△692,454	△342,964	△525,771	△48,114
１株当たり当期純損失（△）（円）	△92.03	△26.48	△12.36	△1.00
総資産（千円）	1,302,144	1,622,867	4,015,988	5,626,284
純資産（千円）	298,565	1,193,437	2,726,104	2,678,355

（注）１．単位千円表示のものは、千円未満を切り捨てて表示しております。

２．１株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数に基づいて算出しており、小数点第３位を四捨五入して表示しております。

なお、期中平均発行済株式数から自己株式を控除しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジャルコ	350,000千円	100%	不動産の賃貸借及び管理 貸金業 設備機器等の販売
株式会社ジャルコアミューズメントサービス	348,775千円	100%	中古パチンコ・パチスロ機等のレンタル

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、中古遊技機販売事業における取引先による架空取引等の不正行為の判明を端緒として、平成26年６月に、過年度決算の訂正を行いました。これは、当社グループにおいて、当該事業にかかる取引の安全性・妥当性の確認よりも事業の拡大を優先したこと、他の取締役及び監査役との間での情報共有に不足があったことなど、当社の内部管理体制が脆弱であったことに問題があったと考えております。

このような事象を踏まえて、当社グループは、内部管理体制の強化を最優先とした上で、収益力及び経営体質の強化に取り組んでまいりますが、これらの実現のために対処すべき課題は以下のとおりであります。

①内部管理体制強化委員会の機能強化

当社は、平成26年７月に約定委員会（その後、内部管理体制強化委員会に改称）の設置を決定し、平成26年９月18日を初回として、毎月１回以上委員会を開催しております。

内部管理体制強化委員会の設置目的は、

・特設注意市場銘柄解除に向けた内部管理体制の改善に関する報告・確認・新規取引先の承認の検証、各取引における契約実態の検証

・経営リスク及びコンプライアンスの管理状況に関する報告・確認

であり、当社と利害関係のない外部専門家（弁護士、公認会計士各１名）を外部委員として招聘し、より客観的に第三者の視点から審議、検証等を行うとともに、その内容については、都度、取締役会に報告されております。

当社は、内部管理体制強化委員会を、当社が内部管理体制の強化を進めるにあたっての中心的な役割を担うものと位置付けており、今後とも当該委員会の機能強化を図り、内部管理体制の強化を強力かつ着実に推し進める所存であります。

②コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。当社では、当社グループのコーポレート・ガバナンスのあり方について、独立役員２名（当社社外取締役及び当社社外監査役）を選任して客観的かつ中立的な視点から経営監視をお願いすることなどにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っておりますが、社外取締役・社外監査役への情報提供のより一層の充実を図るなど、今後も、持株会社

として、グループ各社のコーポレート・ガバナンスを徹底することで、連結経営の基盤強化、企業体質の健全性を高めてまいります。

③資金調達力の強化

当社グループが収益力を強化し、強固な経営基盤を形成するためには、安定的な事業資金の調達が必須であります。当社は、平成25年２月、11月に第三者割当増資により資本を増加し、事業資金を調達しましたが、引き続き、事業資金の調達が喫緊の課題であると認識しております。このため、当社は金融機関、投資家からの借入、あるいはエクイティ・ファイナンスなどにより、安定的な資金調達のために調達手段の多様化を図ってまいります。

④低コスト体制の徹底

企業間競争が進む中で、低コスト体制の徹底は極めて重要な課題と認識しております。当社グループでは引き続きコスト管理に注力を続け、低コスト体制の強化に取り組んでまいります。

⑤収益源の多様化

持株会社制の下で、新規事業の立ち上げや事業再編を含むビジネスドメインの取捨選択を、機動的に判断することができる経営体制のメリットを最大限に活用し、スピード感をもって、効率的に収益機会の拡大を図りながら、グループ全体の企業価値を高めてまいります。

⑥人材の確保・育成

業績の回復、業容の拡大及び経営体質の強化を図っていく上で、優秀な人材の確保・育成は極めて重要なものと認識しております。そこで、当社グループは、社員のスキル育成のための効果的な仕組みを構築するとともに、将来コアとなる優秀な人材については積極的に確保を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

①中古パチンコ・パチスロ機等のレンタル
②不動産の賃貸借及び管理
③貸金業
④設備機器等の販売

(6) 主要な営業所（平成27年３月31日現在）

当社	東京都中央区
株式会社ジャルコ	東京都中央区
株式会社ｼﾞｬﾙｺｱﾐｭｰｽﾞﾒﾝﾄｻｰﾋﾞｽ	東京都中央区

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

所在地区分	使用人数
日本	6
東南アジア	3
合計	9名

（注）使用人数は就業人員であります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	1名	44.4歳	11.0年

（注）１．使用人数は就業人員であります。
２．平均勤続年数の算出にあたっては、株式会社ジャルコにおける勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入金残高
トランスバリュー信託株式会社 （株式会社新銀行東京）	1,460,000千円
合同会社SD	1,200,000千円
株式会社りそな銀行	39,580千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株主の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　140,000,000株
② 発行済株式の総数　48,337,132株
③ 株主数　2,727名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
カタリスト株式会社	15,002千株	31.03%
田辺　順一	5,863千株	12.13%
幅田　昌伸	5,792千株	11.98%
杉山　昌子	3,700千株	7.65%
濵井　稔	3,016千株	6.24%
株式会社ウォーターフィールド	2,951千株	6.10%
株式会社スプラウト	2,100千株	4.34%
玉置　勝	1,250千株	2.58%
廣瀬　美智俊	1,225千株	2.53%
日本証券金融株式会社	564千株	1.16%

（注）持株比率は自己株式（192株）を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度末日において当社の役員が保有する新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）の状況
該当事項はありません。
②当事業年度中に当社の従業員、子会社役員及びその従業員に対して交付した新株予約権（職務執行の対価として交付されたものに限る。）の状況
該当事項はありません。
③その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田辺　順一	株式会社ジャルコ　代表取締役社長 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 代表取締役社長 カタリスト株式会社　代表取締役 イオナ株式会社　代表取締役 イオナアセット株式会社　代表取締役 有限会社タカナシコンサルティング　代表取締役
取締役	大浦　隆文	株式会社ジャルコ　取締役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 取締役 PT.JALCO ELECTRONICS INDONESIA President Director
取締役	三嶋　良英	株式会社ジャルコ　社外取締役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 社外取締役 公認会計士税理士三嶋良英事務所　代表
常勤監査役	鈴木　英一	株式会社ジャルコ　常勤監査役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 常勤監査役
監査役	藤澤　宏	株式会社ジャルコ　社外監査役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 社外監査役
監査役	山岸　和仁	株式会社ジャルコ　社外監査役 株式会社ジャルコアミューズメントサービス 社外監査役 ISY共同会計事務所　代表

（注）１．取締役三嶋良英氏は、社外取締役であります。なお、当社は三嶋良英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

また、三嶋良英氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・取締役三嶋良英氏は、公認会計士の資格を有しております。

2．平成26年７月31日付で取締役重本恭秀氏が任期満了により当社の取締役を退任いたしました。

3．監査役鈴木英一氏、藤澤宏氏、山岸和仁氏は、社外監査役であります。なお、当社は、藤澤宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4．監査役山岸和仁氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・監査役山岸和仁氏は、税理士の資格を有しております。

(2) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	４名 （１名）	58,705千円 (2,040千円)
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	7,920千円 (7,920千円)
合計	７名	66,625千円

（注） 株主総会決議に基づく報酬の限度額は、取締役200,000千円（平成24年６月28日株主総会決議）、監査役は20,000千円（平成24年６月28日株主総会決議）であります。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

・取締役三嶋良英氏が兼職している公認会計士税理士三嶋良英事務所と当社の間には、重要な関係はありません。

・監査役山岸和仁氏が兼職しているISY共同会計事務所と当社の間には、重要な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　三嶋　良英	当事業年度に開催された取締役会26回のうち18回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役　鈴木　英一	当事業年度に開催された取締役会26回のうち26回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。
監査役　藤澤　　宏	当事業年度に開催された取締役会26回のうち21回に出席し、監査役会15回のうち13回に出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。
監査役　山岸　和仁	当事業年度に開催された取締役会26回のうち22回に出席し、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。取締役会においては、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会においても適宜、必要な発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

同契約は、社外取締役又は社外監査役としての職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、当該社外取締役又は社外監査役の損害賠償責任を最低限度額（会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額）に限定する旨を約しています。

４．会計監査人の状況

(1) 名称

ＫＤＡ監査法人

(2) 報酬等の額

① 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬　16,500千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　16,500千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議事項とすることを取締役会へ請求いたします。

なお、平成27年６月25日開催予定の当社第４回定時株主総会終結の時をもって任期満了となることに伴い、新たにみかさ監査法人を会計監査人として選任する議案を上程しております。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の在外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者）の監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令に基づく監査）を受けております。

５．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会で決議いたしました「内部統制基本方針」に基づき、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守及び資産の保全等の内部統制の目的を達成するため、効果的な内部統制システムを構築し継続的な運用及び改善を進めております。（最終改定　平成27年４月30日）

Ⅰ.取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1. 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、株主や顧客を代表する社外取締役を選任し取締役会において重要事項を審議決定する。
2. 取締役とは独立した監査役を選任すると共に、その内一名が常勤監査可能な体制を整備する。監査役は、当社グループの法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認める時は、意見を述べると共に、改善策の策定を求る事とする。
3. 代表取締役社長は、当社グループ全ての役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観を持って職務執行するための「行動規範」を制定し、周知する。
4. 業務執行部門から独立した取締役会直轄の「内部監査室」を設置すると共に、内部監査に関する規程を制定し、当社グループにおける業務執行の適切性や遵法性、コンプライアンスの遵守状況などについて監査を実施し、内部監査室長は、それら監査の結果を取締役会へ報告する。
5. 当社グループ内における不正・不審行ための早期発見と不祥事等の未然防止を図る事を目的に、「内部通報制度」を設け、外部弁護士に報告を行う等の適切な運用を図る。

Ⅱ.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

1. 文書及び記録等の管理に関する規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」と言う。）に記録し、保存及び管理する。
2. 取締役及び監査役が、常時これらの文書を閲覧可能な状態を維持する。

Ⅲ.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社グループにおけるリスクの管理・運営態勢を確保するため、情報システム責任者及び情報システム管理担当者を設置する。
2. 顧客情報を始めとする当社の情報資産を安定的かつ安全に運営するために、情報システム及び情報セキュリティ等に関連する規程等を整備する。
3. 基幹情報システムについては、可用性を確保すると共に、大規模な災害やシステム障害等の危機発生に対応し、事業の継続性を確保するため、適切な範囲と頻度でバックアップを行う。

Ⅳ.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の職務執行が効率的に行われる事を確保するために、取締役会を原則として月一回定期的に開催するほか、必要に応じて、臨時に開催するものとする。当社グループの経営に関わる重要事項等については、(当

社の内部管理体制強化委員会において）リスク評価を行い、その検証を経て、取締役会にて執行の決定を行う事とする。又、単年度事業計画・予算等を決定し、四半期ごとに業績・進捗状況のレビューを行う。
2. 取締役会の決定に基づく業務執行においては、取締役及び従業員の役割分担、組織単位ごとの業務分掌、職務権限において、責任者及び執行手続きのルールを明確に定める。

Ⅴ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループは、当該基本方針に従い、遵法意識の向上及び業務の適正性を確保する事に努める事とする。
2. 当社グループの取締役は、業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限及び責任を有している。
3. 当社の取締役は、当社子会社を当社の一部門と位置づけ、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。
4. 当社の内部監査室が、定期的又は不定期に当社グループの内部監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告を行うと共に、必要に応じて、被監査部門に対して内部統制の改善の指導や実施の助言等を行う。

Ⅵ. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1. 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。
2. 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。

Ⅶ. 取締役及び使用人が監査役へ報告するための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

1. 当社グループの役職員は、法令違反行為、業務上の事故、その他業務運営に著しく影響を及ぼすと認められる事実その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により、監査役へ報告する。
2. 内部監査室は、監査の結果を適時・適切な方法により、監査役に報告する。
3. 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を、定期的に監査役に報告する。
4. 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合、及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

Ⅷ. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会に出席すると共に、常勤監査役は社内の重要な会議に出席し、意見を述べる事とする。また、取締役会やその他重要な会議の議事録については、いつでも閲覧する事ができるものとする。
2. 監査役は、全ての稟議案件について、社内承認後に回付を受ける。
3. 内部監査室は、監査に協力する事などにより、監査役との連携を図り、また、定期的な会議を設ける。
4. 監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、総合的に積極的な情報交換を行うと共に、会計監査人から監査計画、体制、方針、結果などについて説明又は報告を求める事ができるものとする。

Ⅸ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 財務報告に係る内部統制の充実をはかるため、社内規程等を策定すると共に、法令及び会計基準に従って、適正な会計処理を行う。
2. 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行う。
3. 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
4. 財務報告に係る内部統制が適正に機能する事を継続的に評価し、適宜改善を行う。

Ⅹ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

1. 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備を行い、反社会的勢力からの不当要求等へは、組織として毅然と対応する。万が一、反社会的勢力から接触があった場合は、管理部門を対応部門とし、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に早期に相談し、適切な処置を取る事とする。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年５月１日に施行されることに伴い、平成27年４月30日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該決定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものです。

６．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**706,354**	**流動負債**	**1,424,537**
現金及び預金	606,518	短期借入金	1,200,000
短期貸付金	11,980	１年内返済予定の長期借入金	66,252
未収入金	73,385	未払金	17,975
仮払金	10,948	未払費用	343
その他	11,379	レンタル売上前受金	75,687
貸倒引当金	△7,858	その他前受金	4,000
固定資産	**4,919,930**	未払法人税等	16,916
有形固定資産	**3,437,285**	仮受金	31,533
建物及び構築物	92,495	その他	11,828
レンタル用資産	171,493	**固定負債**	**1,523,392**
工具、器具及び備品	1,833	長期借入金	1,433,328
土地	3,171,461	退職給付に係る負債	6,122
無形固定資産	**29,886**	長期預り保証金	24,000
ソフトウェア	29,602	関係会社清算損失引当金	59,941
電話加入権	284	**負債合計**	**2,947,929**
投資その他の資産	**1,452,759**	**純資産の部**	
投資有価証券	340	**株主資本**	**2,780,857**
長期貸付金	1,433,689	資本金	1,884,157
破産更生債権等	443,420	資本剰余金	3,936,709
長期未収入金	145,027	利益剰余金	△3,039,986
差入保証金	18,141	自己株式	△23
その他	588	**その他の包括利益累計額**	**△102,501**
貸倒引当金	△588,447	為替換算調整勘定	△102,501
		純資産合計	**2,678,355**
資産合計	**5,626,284**	**負債純資産合計**	**5,626,284**

（注）　千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		888,917
売上原価		525,719
売上総利益		363,198
販売費及び一般管理費		242,720
営業利益		120,478
営業外収益		
受取利息	80	
受取配当金	204	
受取賃貸料	7,370	
為替差益	15,116	
レンタル代金受領益	6,496	
取引先不正調査等諸費用引当金戻入益	11,167	
その他	1,666	42,102
営業外費用		
支払利息	66,471	
賃貸不動産経費	1,693	
株式交付費	1,854	
貸倒引当金繰入額	63,640	
不動産信託化関連諸費用	56,466	
その他	19,029	209,156
経常損失		46,575
特別利益		
固定資産売却益	119,362	
短期売買利益受贈益	61,334	180,696
特別損失		
固定資産売却損	13,967	
上場契約違約金支払損失	10,000	
事業譲渡関連損失	6,621	
課徴金	151,500	
その他	4,832	186,922
税金等調整前当期純損失		52,801
法人税等		11,646
法人税等調整額		△16,332
少数株主損益調整前当期純損失		48,114
当期純損失		48,114

（注）　千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日　残高	1,884,157	3,936,709	△2,991,871	△13	2,828,982
連結会計年度中の変動額					
当期純損失			△48,114		△48,114
自己株式の取得				△10	△10
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△48,114	△10	△48,124
平成27年３月31日　残高	1,884,157	3,936,709	△3,039,986	△23	2,780,857

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成26年４月１日　残高	△102,877	△102,877	2,726,104
連結会計年度中の変動額			
当期純損失			△48,114
自己株式の取得			△10
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	375	375	375
連結会計年度中の変動額合計	375	375	△47,749
平成27年３月31日残高	△102,501	△102,501	2,678,355

（注）　千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	3社
・連結子会社の名称	株式会社ジャルコ 株式会社ジャルコアミューズメントサービス PT. JALCO ELECTRONICS INDONESIA

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
・時価のないもの	総平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品	主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	当社は定率法（ただし、建物（附属設備を除く）は定額法）、また海外連結子会社は定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　４～31年 運搬具　４年 工具、器具及び備品　２～15年 レンタル用資産　２年
無形固定資産 （リース資産を除く）	
・自社利用のソフトウエア	社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却を行っております。
・その他の無形固定資産	当社及び連結子会社は定額法によっております。
リース資産	自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③　重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	当社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
関係会社清算損失引当金	当社子会社である株式会社ジャルコの子会社になるJALCO INDONESIAの解散・清算を決議したことに伴い清算結了までに発生する諸費用に対して見積もった額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

当社の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) ①担保に供している資産

建物	91,227千円
土地	1,468,048千円
計	1,559,275千円

②担保に係る債務

短期借入金	1,200,000千円
１年内返済予定の長期借入金	60,000千円
長期借入金	1,400,000千円
計	2,660,000千円

上記資産のうち、新潟県十日町市に有している資産により担保されている債務はありませんが、連結子会社である株式会社ジャルコの銀行取引に係る根保証権が設定されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　128,564千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	48,337千株	－千株	－千株	48,337千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	0千株	0千株	－千株	0千株

（注）自己株式の数の増加０千株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当連結グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については新株発行や社債発行による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

また、貸金業として、短期貸付及び長期貸付を行っております。

借入金は、主に運転資金及び賃貸用不動産の購入に必要な資金の調達を目的としたものであり、期日は、決算日後最長で19年４ヶ月後であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	606,518	606,518	－
(2) 未収入金	73,385	73,385	－
(3) 長期貸付金（*1）	1,445,670	1,460,196	14,525
(4) 長期未収入金	145,027	144,943	△83
貸倒引当金(*2)	△145,027	△145,027	－
(5) 破産・更生債権	443,420	443,420	－
貸倒引当金(*2)	△443,420	△443,420	－
(6) 差入保証金	17,425	17,425	－
資産計	2,142,999	2,157,441	14,442
(1) 短期借入金	1,200,000	1,200,000	－
(2) 未払金	17,975	17,975	－
(3) 未払法人税等	16,916	16,916	－
(4) 未払費用	343	343	－
(5) 前受金	79,687	79,687	－
(6) 長期預り保証金	24,000	23,717	△282
(7) 長期借入金(*3)	1,499,580	1,499,580	－
負債計	2,838,503	2,838,220	△282

(*1) １年内返済予定の短期貸付金を含めております。

(*2) 長期未収入金及び破産・更生債権は、これに対応する貸倒引当金を控除しております。

(*3) １年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)現金及び預金　(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期貸付金

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4)長期未収入金

事業譲渡に係る代金の１年超の残金につきましては、回収予定までの期間を国債等の適切な指標で割り引いて算定する方法によっております。

また、貸倒懸念債権につきましては、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)破産・更生債権

破産・更生債権については、回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)差入保証金

主に当社及び連結子会社が本社として使用しているオフィスの不動産賃貸契約に係わる差入保証金であります。

なお、当該差入保証金は、再開発のためにビルが取り壊される時点で不動産賃貸契約が解約となることを前提としているので、回収が見込めない金額はないと判断し、当該帳簿価額を時価としております。

負　債

(1)短期借入金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)未払費用、(5)前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期預り保証金

国債等の適切な指標で割り引いて算定する方法によっております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券　非上場株式(*)	340
差入保証金	716
合計	1,056

(*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
現金及び預金	606,518	－	－	－	－	－
未収入金	73,385	－	－	－	－	－
長期貸付金	11,980	513,689	－	－	220,000	700,000
長期未収入金	20,000	20,000	10,000	－	－	95,027
差入保証金	－	716	－	－	－	17,425
合計	711,884	534,406	10,000	－	220,000	812,452

破産・更生債権は、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

４．長期借入金及びその他有利子負債の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	66,252	68,252	68,731	71,252	72,773	1,152,320
合計	66,252	68,252	68,731	71,252	72,773	1,152,320

５．賃貸等不動産に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、新潟県十日町市、神奈川県川崎市及び東京都大田区において賃貸用の物件を有しております。

平成27年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は141,949千円（賃貸収益は賃貸売上高及び営業外収益、賃貸経費は賃貸売上原価及び営業外費用）であります。

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	（千円）
1,637,352	1,519,927	3,157,280	3,126,698

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　55円41銭

(2) １株当たり当期純損失　1円00銭

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

８．その他の注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**108,837**	**流動負債**	**111,032**
現金及び預金	37,458	未払金	107,531
前払費用	6,861	前受収益	609
未収入金	64,499	未払法人税等	703
立替金	18	預り金	2,187
固定資産	**3,091,110**	**負債合計**	**111,032**
有形固定資産	**115,719**	**純資産の部**	
建物	70,958	**株主資本**	**3,088,916**
器具備品	820	**資本金**	**1,884,157**
土地	43,941	**資本剰余金**	**1,891,382**
無形固定資産	**352**	資本準備金	1,891,382
ソフトウェア	352	**利益剰余金**	**△686,600**
投資その他の資産	**2,975,038**	その他利益剰余金	△686,600
関係会社株式	1,074,318	繰越利益剰余金	△686,600
長期貸付金	1,895,000	**自己株式**	**△23**
差入保証金	5,720	**純資産合計**	**3,088,916**
資産合計	**3,199,948**	**負債純資産合計**	**3,199,948**

（注）　千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		72,000
売上総利益		72,000
販売費及び一般管理費		207,189
営業損失		135,189
営業外収益		
受取利息	97,028	
受取賃貸料	6,971	
取引先不正調査等諸費用引当金戻入益	11,167	
その他	1,241	116,409
営業外費用		
賃貸不動産経費	9,593	
その他	2,342	11,935
経常損失		30,715
特別利益		
短期売買利益受贈益	61,334	61,334
特別損失		
上場契約違約金支払損失	10,000	
課徴金	151,500	
子会社株式評価損	519,899	
その他特別損失	1,000	682,399
税引前当期純損失		651,781
法人税、住民税及び事業税	950	
法人税等調整額	－	950
当期純損失		652,731

（注）　千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
平成26年４月１日　残高	1,884,157	1,891,382	△33,868	△33,868	△13	3,741,657	3,741,657
事業年度中の変動額							
当期純損失			△652,731	△652,731		△652,731	△652,731
自己株式の取得					△10	△10	△10
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	△652,731	△652,731	△10	△652,741	△652,741
平成27年３月31日　残高	1,884,157	1,891,382	△686,600	△686,600	△23	3,088,916	3,088,916

（注）千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　　総平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び建物付属設備	4～12年
器具及び備品	5～8年

(3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	69,689千円
土地	43,941千円
計	113,630千円

上記資産により担保されている債務はありませんが、連結子会社である株式会社ジャルコの銀行取引に係る根保証権が設定されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　28,562千円

(3) 保証債務

下記の会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

株式会社ジャルコ　1,200,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 長期金銭債権	1,895,000千円
② 短期金銭債務	104,264千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	72,000千円
② 営業取引以外の取引高(収入分)	96,980千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	48,337千株	－千株	－千株	48,337千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	0千株	0千株	－千株	0千株

（注）自己株式の数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	799千円
一括償却資産損金算入限度超過額	28千円
繰延消費税額等損金算入限度超過額	27千円
関係会社株式評価損	185,292千円
繰延税金資産小計	186,148千円
評価性引当額	△186,148千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金資産の純額	－千円

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

７．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等　　（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地別	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数以上を所有している会社等	株式会社さら（注１）	京都府京都市右京区	10,000	1.各種印刷物の企画、制作、写真撮影 2.コンピューターソフトウェアの開発、企画、制作、管理、販売 3.鋼材の販売、加工、輸出入 4.上記各号に付帯関連する一切の業務	(被所有)直接0%	グループホームページ他作成業務委託他	委託手数料の支払（注２）	17,100	未払金	1,080

取引条件の決定方針等

（注１）幅田昌伸氏は、当社株式の11.98％を保有する大株主であり、同社は幅田昌伸氏が100％所有する会社であります。

（注２）取引内容及び同様の一般的な取引を勘案して合理的に決定し、取締役会の承認を得たうえで、当該取引を実施しております。

(2) 子会社及び関連会社等　　(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ジャルコ	（所有）直接100%	貸設備機器等の販売 不動産の賃貸借及び管理 貸金業	経営支援料	48,000	－	－
				貸付金の返戻（注２）	560,000	長期貸付金	1,895,000
				受取利息（注２）	92,793	－	－
				不動産売買	－	未払金	104,200
				借入に伴う債務保証	1,200,000	－	－
				資金の出資（注３）	500,000	－	－
子会社	株式会社ジャルコアミューズメントサービス	（所有）直接100%	中古パチンコ・パチスロ機等のレンタル	経営支援料	24,000	－	－
				貸付金の返戻(注２)	180,000	－	－
				受取利息(注２)	4,187	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）当社と関連のない他の当事者と同様の条件によっております。

（注２）資金の貸付及び貸付に伴う受取利息は、市場金利及びリスク等を勘案して、協議の上決定しております。

（注３）第三者割当による新株式の発行によるものであり、発行価額は１株あたり50,000円であります。

(3) 役員及び個人主要株主等　　(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地別	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	幅田昌伸	－	－	－	（被所有）直接 11.98%（注１）	株式短期売買利益の返還	株式短期売買利益の返還(注２)	61,334	未収入金	61,334

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）被所有割合については、平成27年３月31日時点によるものであります。

（注２）金融庁により算出された、大株主が当社株式の短期売買を行なった際に得るであろう利益の想定金額であります。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　63円90銭

(2) １株当たり当期純損失　13円50銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以　上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月28日

JALCOホールディングス株式会社
取締役会　御中

ＫＤＡ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　関　本　　享㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　毛　利　　優㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JALCOホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JALCOホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月28日

JALCOホールディングス株式会社
取締役会　御中

ＫＤＡ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　関　本　　享㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　毛　利　　優㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JALCOホールディングス株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並び

に連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は東京証券取引所からの特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求、ならびに、金融庁からの課徴金納付命令を受けました。当監査役会は、当社およびグループ各社が一丸となり、内部管理体制の強化に向けた取り組みを進めていることを確認しており、引き続きその推進状況などについて監視・検証を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＫＤＡ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ＫＤＡ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月29日

JALCOホールディングス株式会社　監査役会
常勤監査役（社外監査役）鈴　木　英　一 ㊞
社外監査役　山　岸　和　仁 ㊞

（注）社外監査役 藤澤 宏は、平成27年5月29日の監査役会を病気のため欠席いたしましたので本監査報告書に署名押印しておりません。

以　上

第１号議案　取締役３名選任の件

取締役３名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	田辺　順一（昭和40年11月11日生）	平成２年４月　野村證券株式会社　入社 平成16年８月　アイ・キャピタル証券株式会社　入社 平成18年８月　MTラボ株式会社　入社 平成20年２月　カタリスト株式会社設立　代表取締役（現任） 平成21年６月　株式会社ジャルコ　取締役 平成22年10月　株式会社ビジョンサーチアセット（現　株式会社ジャルコアミューズメントサービス）代表取締役会長 平成23年２月　株式会社ジャルコ　代表取締役社長（現任） 平成23年10月　当社　代表取締役社長（現任） 平成23年11月　株式会社ジャルコアミューズメントサービス　代表取締役社長（現任） 平成25年１月　イオナ株式会社設立　代表取締役（現任） 平成26年７月　イオナアセット株式会社　代表取締役（現任） 平成26年９月　有限会社タカナシコンサルティング　代表取締役（現任）	5,863,566株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	大浦　隆文（昭和37年11月３日生）	平成４年４月　株式会社十八銀行 平成16年５月　株式会社ディーワンダーランド管理部マネージャー 平成16年12月　同社　取締役管理部長 平成19年３月　株式会社ジャレコ・ホールディング(現　EMCOMホールディングス株式会社)　執行役員CFO 平成21年３月　トレイダーズホールディングス株式会社　財務部長兼総務部長 平成24年２月　当社　入社 平成24年５月　PT.JALCO ELECTRONICS INDONESIA President Director（現任） 平成24年６月　当社　取締役管理本部長（現任） 株式会社ジャルコ　取締役管理本部長（現任） 平成25年６月　株式会社ジャルコアミューズメントサービス　取締役（現任）	37,384株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	三嶋　良英（昭和44年４月12日生）	平成６年10月　センチュリー監査法人（現　新日本有限責任監査法人）福岡事務所入所 平成10年８月　アーサーアンダーセン宇野紘一税理士事務所（現　KPMG税理士法人）　入所 平成11年11月　山田＆パートナーズ会計事務所（現　税理士法人山田＆パートナーズ）　入所 平成12年５月　公認会計士登録 平成13年10月　TFPビジネスソリューション株式会社設立　代表取締役 平成19年４月　公認会計士三嶋良英事務所（現　公認会計士税理士三嶋良英事務所）開設（現任） 平成19年８月　税理士開業登録 平成21年４月　株式会社ジャルコ　一時監査役 平成21年６月　株式会社ジャルコ　監査役 平成22年６月　株式会社ジャルコ　取締役（現任） 平成22年12月　株式会社アスコット　監査役 平成23年10月　当社　取締役（現任） 平成25年６月　株式会社ジャルコアミューズメントサービス　取締役（現任）	4,000株

（注）１．田辺順一氏は、カタリスト株式会社、イオナ株式会社、イオナアセット株式会社及び有限会社タカナシコンサルティングの代表取締役であります。
２．その他各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．三嶋良英氏は、社外取締役候補者であります。
４．当社は、三嶋良英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．三嶋良英氏は、公認会計士及び会社経営者としての専門的知識と幅広い経験を当社経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
６．三嶋良英氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社社外取締役としての在任期間が３年９ヵ月となります。

7．当社は、三嶋良英氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。
なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役藤澤宏、山岸和仁の両氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	藤澤　宏 （昭和22年９月７日生）	昭和45年４月　日本ビクター株式会社入社 平成12年４月　同社メディアカンパニー社長 同社JVC America Inc社長 平成13年６月　同社取締役メディア事業担当 平成21年４月　株式会社ジャルコ　一時監査役 平成21年６月　株式会社ジャルコ　監査役（現任） 平成23年10月　当社　監査役（現任） 平成25年６月　株式会社ジャルコアミューズメントサービス　監査役（現任）	一株
2	山岸　和仁 （昭和46年６月29日生）	平成９年９月　公認会計士・税理士相田・高橋事務所（現　千代田国際公認会計士共同会計事務所）入所 平成12年４月　税理士登録 平成17年12月　山岸和仁税理士事務所(現　ISY共同会計事務所)開設　代表(現任) 平成24年６月　当社　補欠監査役 平成24年９月　当社　監査役（現任） 株式会社ジャルコ　監査役（現任） 平成25年６月　株式会社ジャルコアミューズメントサービス　監査役（現任）	100株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．藤澤宏氏、山岸和仁氏とも社外監査役候補者であります。
３．当社は、藤澤宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．藤澤宏氏は、大手音響機器メーカーで要職を務められるなど、会社経営を監査するのに充分な見識を有していることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。
５．山岸和仁氏は、税理士及び会社経営者としての専門的知識と幅広い経験を会社経営を監査するのに活かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
６．藤澤宏氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社社外監査役としての在任期間が３年９ヵ月となります。
７．山岸和仁氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社社外監査役としての在任期間が２年10ヵ月となります。
８．当社は、藤澤宏氏、山岸和仁氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。
なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるKDA監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査役会は会計監査人の選任にあたり、監査法人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、監査報酬の水準、会計監査人の独立性に関する事項等職務の遂行に関する事項を検討することとしておりますが、監査役会において改めてこれらの諸点を検討し、決定したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	みかさ監査法人
事務所	東京都中央区日本橋３－５－12 ニュー八重洲ビル５階
沿革	平成18年６月15日設立
代表者	理事長　小橋川　淳一

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　　東京都中央区日本橋室町一丁目５番３号　福島ビル４Ｆ
ビジョンセンター日本橋　会議室



交通　東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅（Ａ４出口）徒歩０分
（Ａ１・Ａ６出口）徒歩１分
ＪＲ総武本線「新日本橋」駅（１番出口）徒歩４分
東京メトロ銀座線・東西線「日本橋」駅（B12出口）徒歩６分
ＪＲ各線「神田」駅（南口）徒歩10分
ＪＲ各線「東京」駅（日本橋口）徒歩10分